平成２９年（フ）第１４７号
三重県四日市市川島町1029番地１　メゾン高島Ⅱ－203
債務者　吉田　百合
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
三重県四日市市川島町1029番地１　メゾン高島Ⅱ－203
債務者　吉田　　計
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
三重県員弁郡東員町笹尾西４丁目12番11
債務者　岡田　みよ
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
三重県四日市市西坂部町1127番地　陽光苑
債務者　小澤ひさ子
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
三重県四日市市坂部が丘４丁目１番地２157
債務者　伊藤　秀美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
三重県いなべ市員弁町楚原764番地１　ホワイトヴィレッジいなべ205
債務者　平田　直也
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８１７号
京都市伏見区向島津田町132番地１　ＴＥＳＯＬＯ　ＮＯＺＡＫＩ　103
債務者　二十一　真
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１８号
京都市伏見区向島津田町132番地１　ＴＥＳＯＬＯ　ＮＯＺＡＫＩ　103
債務者　二十一由美子
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３１号
京都市下京区猪熊通木津屋橋下る金換町102番地　サンハイツ田中　302、前住所滋賀県大津市赤尾町８番15号
債務者　大林　史子（旧姓図司）
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８４４号
京都府八幡市八幡軸22番地　１棟205号
債務者　北村　　勇
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
京都市伏見区淀池上町135番地１　ウィンライフ淀306号
債務者　岡井谷賢司
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志162番地１、旧住所鳥取県鳥取市滝山758番地２
債務者　村上ひふみ
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
鳥取県倉吉市新田262番地
債務者　長野　幸仁
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第６７号
広島県三原市中之町４丁目14番８号　プレジール高田Ⅱ103号
債務者　石井　　泰
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１５４号
愛媛県松山市西垣生町87番地11
債務者　野本　美貴
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８３号
愛媛県松山市雄郡１丁目９番32号　第２朝日ビル307号
債務者　門多　里美
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
福岡県田川郡福智町赤池919番地　県営板屋住宅１棟503号
債務者　井ノ口記代
１　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所田川支部